



## R3交通安全情報NO.1

令和3年1月14日  
札幌方面  
千歳警察署

道路への

『**雪出し**』

は法律で禁止されています。



- 道路における交通の危険や妨害のおそれがある行為が禁止されています。（道路交通法第76条第4項第7号）
- 具体的には、その禁止行為として  
「みだりに交通の妨害となるように道路にどろ土、**雪**、ごみ、ガラス片その他これらに類する物をまき、又は捨てること」  
と規程されています。（道路交通法施行細則第19条第2号）

道路への雪出しにより、道路が狭くなったり、路面が凹凸（わだち）になったりし、交通事故や交通渋滞の原因になりますので絶対にやめましょう。

※ なお、作業中の除雪車には十分注意し、近づかないよう、または、近づかせないようにしてください。

除雪作業に伴い、屋根などにおける雪下ろし作業中の**落下事故**や、軒下における**落雪事故**の発生が懸念されますので、これらの作業を行う際は絶対に無理せず、単独での作業は極力控えましょう。

「飲酒運転をしない、させない、許さない」